＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

平 成 ２ ２ 年　　第５回 臨 時 会

# 上富良野町議会会議録

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

平成２２年１１月２９日

上 富 良 野 町 議 会

# 目　　次

第１号（１１月２９日）


○議　事　日　程　……　1
○出　席　議　員　……　1
○欠　席　議　員　……　1
○遅　参　議　員　……　1
○早　退　議　員　……　1
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　1
○議会事務局出席職員　……　1
○開　会　宣　告　……　2
○開　議　宣　告　……　2
○議会運営等諸般の報告　……　2
○日程第　1　会議録署名議員の指名の件　……　2
○日程第　2　会期決定の件　……　2
○日程第　3　議案第１号　……　2
○日程第　4　議案第２号　……　3
○日程第　5　議案第３号　……　9
○日程第　6　議案第４号　……　１４
○日程第　7　発議案第１号　……　１４
○日程第　8　発議案第２号　……　１５
○閉　会　宣　告　……　１６

# 平成２２年第５回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

| 議案番号 | 件　　名 | 議決月日 | 結　　果 |
|---|---|---|---|
| 1 | 平成 22 年度上富良野町一般会計補正予算（第 7 号） | 11 月 29 日 | 原案可決 |
| 2 | 平成 22 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 3 号） | 11 月 29 日 | 原案可決 |
| 3 | 上富良野町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 | 11 月 29 日 | 原案可決 |
| 4 | 農業用施設災害復旧事業施行の件 | 11 月 29 日 | 原案可決 |
| | | | |
| | 発　議 | | |
| 1 | 北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見の件 | 11 月 29 日 | 原案可決 |
| 2 | ＴＰＰ交渉への参加に関する意見の件 | 11 月 29 日 | 原案可決 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

**平成２２年第５回臨時会**

# 上富良野町議会会議録（第１号）

平成２２年１１月２９日（月曜日）

**○議事日程**（第１号）

第　１　　会議録署名議員の指名の件

第　２　　会期決定の件　　１１月２９日　　１日間

第　３　　議案第１号　平成２２年度上富良野町一般会計補正予算（第７号）

第　４　　議案第２号　平成２２年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）

第　５　　議案第３号　上富良野町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第　６　　議案第４号　農業用施設災害復旧事業施行の件

第　７　　発議案第１号　北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見の件

第　８　　発議案第２号　ＴＰＰ交渉への参加に関する意見の件

---

**○出席議員**（１４名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 岡本康裕君 | ２番 | 村上和子君 |
| ３番 | 岩田浩志君 | ４番 | 谷　忠君 |
| ５番 | 米沢義英君 | ６番 | 今村辰義君 |
| ７番 | 一色美秀君 | ８番 | 岩崎治男君 |
| ９番 | 中村有秀君 | １０番 | 和田昭彦君 |
| １１番 | 渡部洋己君 | １２番 | 佐川典子君 |
| １３番 | 長谷川徳行君 | １４番 | 西村昭教君 |

---

**○欠席議員**（０名）

---

**○遅参議員**（０名）

---

**○早退議員**（０名）

---

**○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 向山富夫君 | 副町長 | 田浦孝道君 |
| 教育長 | 北川雅一君 | 会計管理者 | 新井久己君 |
| 総務課長 | 田中利幸君 | 産業振興課長 | 前田　満君 |
| 建設水道課長 | 北向一博君 | 技術審査担当課長 | 松本隆二君 |
| ラベンダーハイツ所長 | 大場富蔵君 | 教育振興課長 | 服部久和君 |

---

**○議会事務局出席職員**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 局長 | 野崎孝信君 | 主査 | 深山　悟君 |
| 主事 | 新井沙季君 | | |

午前９時００分　開会
（出席議員　１４名）

---

**◎開会宣告**

**○議長（西村昭敎君）**　御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は１４名であります。これより平成２２年第５回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

---

**◎開議宣告・議会運営等諸般の報告**

**○議長（西村昭敎君）**　直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

**○議長（西村昭敎君）**　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

**○事務局長（野崎孝信君）**　御報告申し上げます。

今臨時会は１１月２６日に告示され、同日議案等の配付をいたしました。

今臨時会に提出の案件は、町長から提出された議案第１号から議案第４号並びに議員からの発議案２件であります。

今臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

**○議長（西村昭敎君）**　以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

---

**◎日程第１　会議録署名議員の指名の件**

**○議長（西村昭敎君）**　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、議長において、

２番　村　上　和　子　君
３番　岩　田　浩　志　君

を指名いたします。

---

**◎日程第２　会期決定の件**

**○議長（西村昭敎君）**　日程第２　会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西村昭敎君）**　御異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日間と決しました。

---

**◎日程第３　議案第１号**

**○議長（西村昭敎君）**　日程第３　議案第１号平成２２年度上富良野町一般会計補正予算（第７号）を議題といたします。

**○議長（西村昭敎君）**　提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（田中利幸君）**　ただいま上程いただきました議案第１号平成２２年度上富良野町一般会計補正予算（第７号）の提案要旨につきまして御説明申し上げます。

第１点目は、昨年、本年と湿害等による農作物被害が顕著なことから、生産基盤の整備により作業性及び収益性を向上させるために小規模土地基盤整備事業に対する補助を行うとともに、本年度の集中豪雨によります土砂流出等の被害を受けた農地等の復旧に対し、補助を行うために所要の経費を計上するものです。

また、今夏の高温多雨被害対策として、農業者が農業経営維持資金を活用する場合、その利子等補給事業の実施をするため、平成２２年度から平成３２年度までの期間、限度額を１，３１５万円とする債務負担行為の設定をお願いするものであります。

２点目は、厳しい経済状況の中、町商工会が実施するプレミアム商品券発行事業に対して、所要の助成措置をお願いするものであります。

３点目は、北海道よりの緊急雇用創出推進事業の追加募集に伴い、かみふらの冬の食と温泉体験観光発信事業及び未経験介護職員雇用事業の２事業を実施するものです。

４点目は、８月の局地的大雨に伴う災害復旧費のうち国庫補助対象分について、事業費等が確定したことに伴い、所要の経費を精査するとともに、地方債の追加及び変更をお願いするものであります。

５点目は、上富良野中学校陸上部が１０月１７日に開催された北海道中学校駅伝競走大会で優勝し、北海道代表として１２月１８日より山口県で開催される第１８回全国中学校駅伝大会に出場することとなったため、その参加経費等の負担について、所要の経費を計上するものです。

以上、申し上げたことを主な要素として、予備費から必要額を充用することで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので御了承願います。

議案第１号、平成２２年度上富良野町一般会計補正予算（第７号）。

平成２２年度上富良野町の一般会計の補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，１１５万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６８億２，１２５万２，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表、歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条、地方債の追加及び変更は、「第２表　地方債補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条、債務負担行為の追加は、「第３表　債務負担行為補正」による。

１ページをお開きください。

第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第１表。歳入歳出予算補正。

１、歳入。

１０款地方交付税、１９７万２，０００円の減。

１４款国庫支出金、１，１５６万８，０００円。

１５款道支出金、１，１８５万５，０００円。

２１款町債、３０万円の減。歳入合計は２，１１５万１，０００円となります。

２、歳出。

５款労働費、１，１８５万５，０００円。

６款農林業費、１，５５９万９，０００円。

７款商工費、１，０００万円。

９款教育費、９１万４，０００円。

１３款予備費、２，６５５万３，０００円の減。

１４款災害復旧費、９３３万６，０００円。歳出合計は２，１１５万１，０００円となります。

２ページに移ります。

次に、第２表、地方債補正につきまして申し上げます。冒頭申し上げましたように８月の局地的大雨に伴う災害復旧費のうち国庫補助対象分について、事業費等が確定したことに伴い、地方債の追加及び変更をお願いするものであります。

次に、第３表、債務負担行為補正につきまして申し上げます。

これも冒頭申し上げましたように今夏の高温多雨被害対策として、農業者が農業経営維持資金を活用する場合に、その利子等補給事業を実施するため、平成２２年度から平成３２年度までの期間、限度額を１，３１５万円とする債務負担行為の追加設定をお願いするものであります。

以上、議案第１号平成２２年度上富良野町一般会計補正予算（第７号）の説明といたします。

御審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（西村昭敏君）**　これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

２番、村上和子君。

**○2番（村上和子君）**　８ページ、労働費のところのラベンダーハイツに国の緊急雇用対策の追加策として、職場の未経験介護職員の雇用を起すということで、これについては全く反対するわけではありませんけれども、ヘルパー２級の資格を取って、未だに働いていないというか、職場で働いていないという方は、そういう方を申込みがあって、公募しますから、申込みがありましてやるとしましても、ちょっとこれが果たして生かされたものになるかどうか、ちょっと職場の経験といいますとなかなか、実際にやる気のある方はもう、ヘルパーの２級を取りましたら、直ぐ職場に、どっか求めていっているような状況でありますので、こういった人を３ヶ月雇用するわけですけれども、ラベンダーハイツの介護士さんの状況というのは・・・。

**○議長（西村昭敏君）**　すいません。今、ラベンダーハイツの関連の質問ですか。今、一般補正の質問ですから、ラベンダーハイツですと議案と違いますので。他に。

（「労働費の中に入っていますから」の声あり。）

その労働費は別ですから。

（「はい、分かりました」の声あり。）

他にございませんか。

**○議長（西村昭敏君）**　６番、今村辰義君。

**○6番（今村辰義君）**　９ページ、１０ページなんですけれども、農業振興費なのでありますけれども。小規模基盤整備事業の補助と、非常に素晴らしいなと、利子補給ですね。非常にいいと思うのですけれども。

先般、町長ですね、種子代とは何とかなるだろうと、ようは燃料高騰だとか、いろいろ申し上げたのですけれども、そういったものは無理かもしれないけれども、種子代等については何とか考えることはできるだろうということを言われましたよね。そういったものをどれだ

け審議されて、もう計上されないのか、今後出てくるのか、そこら辺を含めてお聞きしたい。

**○議長（西村昭敬君）**　産業振興課長、答弁。

**○産業振興課長（前田満君）**　６番の今村議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

今、議員御指摘のとおり被害に対する補正をお願いしているわけなんですけれども、今後の営農に向けてのどういう対処をしていくかという御質問と思いますが、今のところ基本的にはそういう新年度に向けて資金対応以外の助成というのは今のところ考えてございません。ただ、種子代等という話になりますと当然、新年度以降の中でどういうふうに展開していくかについては、まだ私どものほうも煮詰めていないという状況でありますけれども、もしこれをするとしたら新年度以降になろうかと思います。

**○議長（西村昭敬君）**　よろしいですか。ほかにございませんか。

５番、米沢義英君。

**○５番（米沢義英君）**　今の種子代の件ですが、もう耕作は春から始まるという状況になるかと思います。そうしますと新年度以降となると、その対応の仕方もあるかと思いますが、いろいろと。やはり間に合わない状況も出てくると思いますが、その辺を踏まえた、きちんとした対応を、多くの農家の人からも要望を出されております。この点、町長、どういうふうに対応されるのか、まず１点お伺いしたいと思います。

次に労働諸費の７ページ８ページに関わって、緊急雇用対策という形の中で委託料、冬の食と温泉体験観光発信事業という形になっておりますが、これは雇用の創出と地域の活性化を目指してというような内容かと思いますが、この説明書では観光や景観施設、産業風景、イベントなどの聞き取り調査を行って、それに基づいて通年型の観光、体験型の観光をどういうふうに進めるのかということをこの予算を使って今後のあり方も検討したいという話でありますが、詳細にこれはどういうようなイベント、産業観光施設の聞き取りということで、アンケート調査をやられるのかどうなのか、その内容について詳しくお聞きしたいことが１点と、雇用の創出という形になりますが、これを見ますと確かに雇用は６人創出される形なんですが、委託という形で専門的な知識、要素が必要になるということで民間業者にこれを委託するということになります。そうしますと地元の雇用という点では対応しきれない部分があると思いますが、もどかしさもありますけれども、今後、地元の雇用も含めた観光の発信事業の中では、そういうものも想定されていないのかどうなのか、この点お伺いしておきたいというふうに感じております。

あとは小規模の整備事業補助という形で、予算化されております。これは対象限度額も１００万、２００万という形の中で標示されておりますが、これは実際、予算が通って、どういう手順でこういう予算に対する応募というか、されるのかお伺いしたいと思います。

次に資金対応という形で債務負担行為の限度額が設定されておりますが、資料では３，３００万未満ですか、１７件と、以上は３６件とこれいつの時点か分かりませんが、変化もありと思いますが、こういったものも含めた中でその種子代もこれにカウントされるというふうな範囲で、なかなかその種子代の事業に乗り出されないのかどうなのか、この点。

更に制度資金の繰り延べ償還だとか、いろいろ細かいところを言えば、いろいろ要望が出されております。

国民健康保険税の減免の対象になるのかということも含めて、これは審査されると思いますが、そういうものも含めて町の考え方について、お伺いしておきたいと思います。

**○議長（西村昭敬君）**　産業振興課長、答弁。

**○産業振興課長（前田満君）**　５番の米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、１点目の種子代等への考慮でございます。もちろん基本的な考え方としては、最後の質問にも関連してきますけれども、次年度の営農に向けての資金対応も含めて今回、利子補給等の補正を組ませていただいているという御理解をまずお願いをしたいと思います。そんな中で具体的に種子等についてあげた場合については、それぞれ一律にいくらという形にはなかなかならない部分がございますので、そういう被害等の実損あるいは前年、前々年、一般的には過去３年の所得等を考慮しながら、比較しながら出す方法もございますけれども、いまのところそういう部分も含めて資金対応ということで、今のところ考えてございます。

次に緊急雇用の関連でございます。緊急雇用の関連で冬の食と温泉体験観光ということで、詳しくという話でございますが、概略になろうかと思いますが、この委託、それぞれ旅行業を持っている業者に対して企画を組んでいただいて、上富良野町の冬の新たな観光資源の発掘をまず一つ大きな目的にしたいなと思っております。そそれからもう１点については、内容の中では当然宿泊も含めてですね、今回、モニターツアーを計画してもらいながら、その中で当然上富良野町の旅館あるいは上富良野町の飲食業等々についての御指摘もいただきながら、今後の観光業に是非大きな参考にさせていただければということも、一つ大きな目的としております。それか

ら雇用の関連等につきましては、基本的には旅行業をもっている業者さんが上富良野町にいないという部分もございますけれども、そういう観点からいくとなかなか町内の業者の方という縛りは難しい部分が出てくるのかなというふうに感じております。そうした中で当然、地元はもちろんでございますけれども、基本的には雇用の体制については、旭川のハローワークあるいは富良野のハローワーク等々への募集をしていただくということを一つの大きな条件としながら進めているところでございます。

次に小規模補助整備等についての御質問でございますけれども、以前、１０月の当初にＪＡ、ふらの農協サイドのほうで一度希望調査をしてございます。ただ、その時点はふらの農協さん単独の補助内容でありますので、それも含めて今後それぞれ行政が絡んでいきますよという中で今回新たに農業者の方々に周知をしながら、募集をしながら申請を受け付けて、その中で基本的には進めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に資金対応についてでございますが、これにつきましては１１月の１６日現在の希望者ということで想定をかけてございます。ただ、もちろん、今後においては、あくまで希望の状況で把握しているわけでありますけれども、実質的に借りられる金額等についてはそれぞれ、また、金融機関とも農協さんとも相談していただきながら決めていただきますし、当然、追加も想定しながら、それぞれ前後していくということで御理解いただければと思っておりますので、借りる限度額ですか、そのもの自体もこれからちょっと動く可能性があるということを御理解いただければと思っております。以上でございます。

**○議長（西村昭敬君）**　５番、米沢義英君。

**○５番（米沢義英君）**　種子代等の補助については、明確な答弁は得られなかったのですが、町長、この点はどのようにお考えなのか、非常に要望の高い声になっておりますので、この点をお伺いしておきます。

この緊急雇用創出ということでモニターツアーという話でありますが、これを実施した後の時期に繋がる形をどうするのかということで、通年型観光だとか滞在型観光だとかということを目標にするということなんですが、ここの組み合わせがやはり計画が弱いとこれをやったのだけれども次回に繋がらないというのが、比較的この間多くみられる部分もあります。そういう意味でこれを起爆剤として上富良野町に多くの人を一人でも呼び込むということが、この中に求められている部分だと思いますので、この点、きっちりとした将来の観光のいわゆる振興計画もどうなるか分かりませんけれども、たてられるという話も聞きますが、この点も含めてお聞きしたいと思います。

それと雇用の創出という点で予算が来ておりますけれども、このほかにまだ福祉のものもありますけれども、高齢者支援に対する対応の相談員の配置あるいは就職支援という形でハローワークと協定して自治体で独自で職員を配置して雇用対策を行なっている、その補助を使って行っている自治体もたくさんあります。そういう意味ではこの活用の仕方という点では、まだまだ練り直す必要が私自身としてはあるのではないかというふうに思いますし、地元での雇用の拡大という点でももっと練り直して、そういう予算を使えるような枠の設定というのがあると思いますが、その点は今回の予算の計上の中でどういうふうに検討されたのか、その点、併せてお聞きしていというふうに思っています。

それと議長大変先に言わなかったのですが、プレミアム商品券の問題、ちょっと質問させていただきますが、よろしいでしょうか。

**○議長（西村昭敬君）**　はい。

**○５番（米沢義英君）**　申し訳ありません。これは地域の方からも大変喜ばれておりますが、予算として去年も計上されて、ことしも計上される形となっております。緊急という場合もあるでしょうけれども、度々こういう形で計上されるということであれば、最初から予算を計上して当初からことしはこういう目標でやるんだということをはっきり示すということも、一つの方法だと思いますが、予算のあり方という点でもこのプレミアム商品券の設定の仕方というのは、私は反対するものでありませんけれども、もう一度、予算の計上の仕方という点でも、もう一度再検討する必要が、今後する必要があったのではないかというふうに思います。それと商品券を使い回ししてはいけないということで、厳重にこの使用等については書かれておりますが、過去にもいろいろありましたので、その点は今回も厳しくされていると考えますが、幅広くこういったものに、一人でも多くの方に渡るような策も今回とられていると思いますが、こういった意味で今後の取り組み方、周知の仕方等についても、その内容について改めてお伺いしたいと思います。

**○議長（西村昭敬君）**　産業振興課長、答弁。

**○産業振興課長（前田満君）**　５番の米沢議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

種子等の考え方につきましては先ほど申し上げましたように、当然意識をしながら今回現行の中に入れていきたいと思っております。ただ、先ほども申し上げておりますように、それぞれ資金対応の中で次年度の農業経営に向けて、計画的な農業経営をお願いしたいというこ

とも含めておりますので、御理解をいただければと思っております。

それから雇用の関連等については、基本的には私共、この緊急雇用創出推進事業そのものについては、平成21年度からそれぞれ進めてきております。そうした中で21年度については８件の事業を推進し、それから 22 年度においても、今回入れまして約９件の事業を進めております。また、明年度以降についても、それぞれ今、計画してございますけれども、そうした中で基本的な考え方としての失業者という設定の中で、当然、ハローワークへの募集、誰々がいるから単純に直接ダイレクトに雇うということではなくて、あくまでハローワークを通した中での雇用になってくるということで御理解をいただければと思っております。

それからプレミアム商品券の事業につきましては、事業主体の商工会の中で進めていただいておりますけれども、基本的には昨年からことし、それぞれ皆さんご存知のようにこの不況下の中での、それぞれの商工業の振興発展のためという、それから当然、町の消費者のため様々な要件を含めながら今事業を実施していただいているということで御理解を賜ればと思っております。そういう意味も含めて今回も昨年と同様でございますけれども、臨時対応ということで、今回対応させていただいていることで御理解をいただければと思っております。以上でございます。

**○議長（西村昭敬君）**　副町長、答弁。

**○副町長（田浦孝道君）**　私のほうから米沢議員の種子等の関係についても答弁させていただいたところでございますけれども、大変要望が高いということについては、また、他の地域におきましても、そういう制度を運用しているという実態も承知してございます。町としましては先ほど担当課長から申し上げましたように、資金手当てに特化して、今のようなことにつきましても吸収できればという期待を持っているところでございます。従いまして種子代の直接補助については、制度運用を見合わせている実態にございますので、この辺は一つご承知おきいただきたいと思います。

それと特にプレミアム商品券の関係の予算の計上の仕方について、お尋ねがあったと思いますが、町としましても商工会と消費の動向が非常に町外に流れるなどの極めて厳しい状況だとは問題意識を共有している訳でございまして、それを何とか地元に戻すというような問題意識をもって、この間、このプレミアム商品券等の対応をしてきたところであります。なかなかやる度に総括をしてございますけれども、なかなか遅遅として戻らないということでございますので、この辺はこういう展開を一つのきっかけとして、できるだけ地元の個店の方に魅力を持っていただいて、地元の消費者が地元の個店で買っていただくということがあるべき姿でございますので、そういう本来のあるべき姿に戻すための手順をしっかり商工会と議論して、今申し上げられますように単発的な予算の計上の仕方についても、私どもも本来あるべき姿ではないなというふうに思いますので、こういうプレミアム商品券という形で恒常的に当初予算から計上できるかどうかは十分議論の余地があると思いますが、いずれにしましても地元で購買力が高まることについてはお互い目標にしてございますので、そういう方向に向けてどういう取り組みが必要なのか、これ大いに議論して当初予算からそういうものを予算に計上する方法はございますので、これしっかり商工会とそういう角度での議論も重ねてまいりたいと思います。今回はこういう異常気象で大変な状況を向えています。農業だけに関わらず地域経済、循環してございますのでそういう観点から町長がこのプレミアム商品券については商工会の要望に応えなきゃならんということで計上してございますので、この点は一つ御理解願いたいと思います。

**○議長（西村昭敬君）**　よろしいですか。ほかにございませんか。

１１番、渡部洋己君。

**○１１番（渡部洋己君）**　北２１号道路の復旧工事についてお願いといいますか、あの側溝、現場、我々も見たし、皆さんで見たんですけれども、道路の水だけじゃあんなことにはならないと思って、我々も気にしていたんですけれども、あれから１００メートルくらい西側に畑に入る取り付け道路があって、そこからかなりの水が入ったように思うんです。畑のほうから道路に、その水があそこに集中して入ったように思うんです。ですから直しても取り付けから入る水を止めなかったら、同じようになるのではないかと思って、ちょっと調べてもらいたいなと。また、同じような状態になっているので。あそこに排水もあるので、そこに入るようにできるかなと思って、地主と話し合いもしないとならないと思うのでお願いしたいなと。

**○議長（西村昭敬君）**　技術審査担当課長、答弁。

**○技術審査担当課長（松本隆二君）**　渡部議員の御質問にお答えいたします。今の質問にあった北２１号道路の復旧内容につきましては、議員おっしゃられるとおり、そういう農地から水が出ていることも承知してございますので、今後、調査いたしまして適切な処置で対応したいと思っております。以上です。

**○議長（西村昭敬君）**　よろしいですか。ほかにございませんか。

７番、一色美秀君。

**○７番（一色美秀君）**　１４ページを開いていただきたいと思います。教育振興ということで全国中学校駅伝大会出場負担ということで、ちょっと教育長さんにお伺いいたします。選手部員を含めて１７名が行かれるということで総体の費用が２２４万３，７２０円ということになってございます。主に交通費と宿泊費が大部分を占めるわけなんですが、助成対象金額というのは部員全部ではなくて、選手が９名、引率の先生が３名という形の中で助成の対象金額ということになっております。ただ、更にこの金額が１３０万７，０５０円。ただ実際の助成金額というのは、この経費の７０％以内という形で９２万２，９３５円となっておりますが、この辺の決め方というのは規約というか条例かなんかであるのでしょうか。この点について、ちょっと詳しく説明願いたいと思います。

**○議長（西村昭敏君）**　教育振興課長、答弁。

**○教育振興課長（服部久和君）**　７番一色議員の御質問にお答えいたします。今、議員のほうからお話ありましたとおり、数字の部分、対象金額とそれぞれなっているところでございます。これにつきましては、上富良野町学校体育文化活動参加経費負担要綱に基づきまして、この補助の金額を、要綱に基づいて算出しているところでございます。この要綱、この状態になるまでに数年間何度かの変遷を経ておりまして、当初は１００％の補助負担を行っていた時代もあります。その後、皆様いろいろ検討を加えて、現在の７割の補助負担という形式を取っていることでございます。以上でございます。

**○議長（西村昭敏君）**　７番、一色美秀君。

**○７番（一色美秀君）**　この形で行きますと児童生徒の負担金が６４万６，０００円ということで、１７名の部員全員で割りますと一人当たり３万８，０００円という金額になります。これ非常に大きな金額でありまして、特に今回は１名ではなくて一つの家族の中で兄弟で行かれる方がおります。そうなりますと一つの家庭で７万６，０００円という負担。更に応援のために親御さんも行ったり、おじいちゃんおばあちゃんも応援に駆けつける。これ非常に生徒に対する負担が大きいのではないかと思います。で、これあれなんでしょうか、できれば部員全員ではなくてやはり選手、助成対象は分かりますが、せめて助成対象金額１３７万全額を出すということになれば、差額３８万４，６１５円というものが、更に助成増えますけれども、それを差し引きますと実際の児童の負担は１万弱ぐらいの負担で終わるのではないかと。その様な形で、これ、町長さんにお聞きしたいのですが、町長さん自身も若かしり頃、卓球部で活躍しておりました。そういう子ども達の部活動に対する姿勢、そういったものに対して、もっと要綱を改正して、せめて助成金額の１００％を出せるような要綱を改正する意向があるかないか、今後に向けて検討する意があるかないかについてお伺いしたいと思います。

**○議長（西村昭敏君）**　教育長、答弁。

**○教育長（北川雅一君）**　７番一色議員の御質問にお答えいたします。先ほど課長もお話していただきましたけれども、ひとついろいろ気持ちの中では我々もわかってございますけれども、やはり永年の変遷がございます。その中で自らやはり部活動として出て行くことに１００％ということには、なかなかならないだろうと。その中で一部を負担していただくという形で今まで動いてきておりますので、その趣旨に基づいて我々も対応していきたいと思います。結構、いろんな子ども達がいろんなところで活動していること、いろんな大会に出て行くことも我々も嬉しいことでありますけれども、その範疇の中で、行財政の中で対応を、今後とも進めていきたいと考えてございます。今後、１００％というお話も出されましたけれども、これからの課題ということになるかと思いますけれども、今のところ７割補助という形で子ども達に頑張っていただきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

**○議長（西村昭敏君）**　７番、一色美秀君。

**○７番（一色美秀君）**　私が申しているのは助成金額の対象を部員全部ではなくて、せめて対象となる選手に対して助成対象、全額やはり助成してあげるべきじゃないかと。それを更にカットされるということは非常に腑に落ちない。その点については更に町長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

**○議長（西村昭敏君）**　町長、答弁。

**○町長（向山富夫君）**　７番一色議員の御質問にお答えさせていただきます。子ども達を大きな夢を持っていただいて、その目標に向って頑張っていただく姿というのは私も一番の望みでありますし、是非そういうことに町といたしましてもお手伝いするのが義務だと考えております。ただ一方で先ほど教育長からもお答えさせていただいているように、全てを、一色議員、全てと申しておりませんけれども、一定の枠の中で全てを応援してあげてはという考えは、私は十分理解はできます。子ども達の頑張りに報いてあげるのも一策かなと思いますが、他方では、そういう、私としては教育を支える、、町が教育を支えるという観点では、やはりそういう優秀な子ども達が育つような環境整備にむしろ投資をしていくこともこれは町として重要なことだというようなことも認識しておりまして、結果で応援してあげるのも一つ

の考え方でありましょうが、限られた財政の中で運営するとなると、そういう底辺をしっかり支えてやることに目を向けていくのも、仕事でないかというふうに考えておりますので、現在、自己負担をお願いしている現状につきましてはお願いしたいなと考えているところでございます。以上でございます。

**○議長（西村昭敬君）**　ほかにございませんか。

**○７番（一色美秀君）**　はい。

**○議長（西村昭敬君）**　すいません。３回で終わりですから。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

**○議長（西村昭敬君）**　なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第１号を採決いたしたいと思います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

**○議長（西村昭敬君）**　御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第４　議案第２号**

**○議長（西村昭敬君）**　日程第４　議案第２号平成２２年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

**○議長（西村昭敬君）**　提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

**○ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君）**　ただいま上程されました、議案第２号平成２２年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

国の緊急雇用創出事業の追加募集に伴い、介護現場における実務経験のない者を雇用して、実務経験を積むことで、地域の事業所で就業できるよう人材の養成を行うため、未経験介護職員雇用事業を行おうとするものであります。２２年度におきましては、１２月に募集し、１月から３月までの３か月間、臨時職員１名の雇用を予定しております。対象者は介護福祉士又はホームヘルパーの有資格者であって、実務経験のない者又は実務経験が６ヶ月以内の者で、賃金、研修費用などの経費を見込んだところであります。財源は全額、緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金交付金であり、一度、町の一般会計に入りますことから、一般会計からの繰入金という形をとっております。この事業を行うことで、ラベンダーハイツの介護職員の人材確保にもつながることを期待しているところであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第２号平成２２年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）。

平成２２年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７１万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億４０４万６，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開きください。 第１表につきましては款の名称と補正額のみ申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

４款繰入金７１万６，０００円。

歳入補正額の合計は、同額の７１万６，０００円でございます。

２、歳出。

１款総務費、７万１，０００円。

２款サービス事業費６４万５，０００円。

歳出補正額の合計は、７１万６，０００円でございます。

これをもちまして、平成２２年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（西村昭敬君）**　これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

２番、村上和子君。

**○２番（村上和子君）**　国の緊急雇用対策の追加策としてラベンダーハイツに未経験介護職員、雇用事業起こすわけでございますけれども、今現在のラベンダーハイツの介護士の状況はどうなっているのか、１点目ちょっとお尋ねしたいと思います。

それと併せまして、ヘルパー２級の資格を持っていらっしゃる方はいっぱいおられるかと思うんですけれども、現在そういう資格を持ちながら働いていないということは、なかなかペーパーの資格と違って、実際、経験に入りますと介護の経験は大変厳しゅうございまして、なかなかそういう経験をしているうちに見切りをつけてしまう。私にはちょっと向かないわという感じになり

まして、なかなか経験してもらうことにつきましてはあれですけれども、これが果たして２年以降の雇用に繋がりにくいのではないかと、こういう心配もあるんですけれども、その点いかがでしょうか。

**○議長（西村昭敏君）**　ラベンダーハイツ所長、答弁。

**○ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君）**　２番村上議員の御質問にお答えをいたします。まず１点目のラベンダーハイツの介護職員の状況でございますが、現在のところ必要数を充足しておりますけれども、やはり１年を通してみますと、いろんな事情から止めていく者もおり、人材を確保しておきたいというような思いもあるところでございます。

２点目の御質問でございますけれども、ホームヘルパーにつきましては富良野でも年に数回資格取得講座が行われており、つい最近も新聞折込みチラシで受講者の募集があったところであります。このようなことから新規の資格取得者が生まれるところですけれども、本人が直ぐに働きたいと思っても採用する側に指導員を配置して指導する余力がないため、複数の応募者がいれば経験者を優先して採用する傾向にあり、なかなか採用に至らないことがあり、実務経験を積ませることによりまして、円滑に就業できるように養成するというのがこの事業の狙いでございます。その様なことで村上議員の御質問にありました資格を取得してから何年も働いていないという者よりも新規に取得した者を主に狙いとしていることで御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

**○議長（西村昭敏君）**　２番、村上和子君。

**○２番（村上和子君）**　今、国のほうでもこの問題が問題化されておりまして、なかなか何て言うんでしょうかカリキュラムを、きつい仕事を、汚い仕事と言ったら語弊がありますけれども、ペーパーのときは資格に一生懸命ですけれども、実務になるとなかなか、そう言ったことでどうもちょっと、途中で見切りをつけてしまう人、やっぱり今回もそんなに多く応募してくるかなと心配を持っているんですけれども、今まで経験踏まえてカリキュラムを、一辺にきついということではなくて、その何ヶ月間、早い人は一ヶ月ぐらいでもう見切りつける人いるんですよね。それと資格を取って介護士になりたいと、やる気のある人は既に直ぐ職場を求めて介護士になろうとするわけなんですよね。だからそこら辺をせっかく国からくるお金だから、まあってこともあるかもしれませんけれども、雇用に繋がるような感じに少し職場の体験を少し考えて、カリキュラムをちょっと少し独自のに変えられたらどうかなと、そういうことを思っています。だからその繋がるようによろしくお願いしたいと思います。

**○議長（西村昭敏君）**　ラベンダーハイツ所長、答弁。

**○ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君）**　２番村上議員の御質問にお答えいたします。村上議員言われるとおり十分配慮して実施してまいりたいと思っております。以上でございます。

**○議長（西村昭敏君）**　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

**○議長（西村昭敏君）**　なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第２号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

**○議長（西村昭敏君）**　御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第５　議案第３号**

**○議長（西村昭敏君）**　日程第５　議案第３号上富良野町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします

**○議長（西村昭敏君）**　提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（田中利幸君）**　ただ今上程いただきました議案第３号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案の要旨を御説明申し上げます。

本年８月に人事院が国家公務員の給与について行いました勧告内容を踏まえ、概ね国家公務員の改定内容に沿った改定とあわせて、特殊勤務手当の一部廃止を実施するため、本条例の改正を提案するものであります。

１点目は、官民給与の格差を解消するため、４０歳代以上の中高齢層に限定して、給料表を平均で０．１％引下げ改定を行うものであります。

２点目は、さらに５５歳を超える行政職給料表６級以上の職員に限り、当分の間、給料月額の１．５％を減額支給することとし、期末勤勉手当についても同様に１．５％を減額支給するものであります。

３点目は、期末勤勉手当について民間の支給割合に見合うよう現行４．１５月から３．９５月に０．２月の引下げを行います。

なお、本年度は６月期において、既に１．９５月の期末勤勉手当を支給していることから１２月期の支給は２．００月とし、次年度以降はそれぞれ１．９０月、２．０５月と変更するものであります。

４点目は、本年４月からこの改定の実施日前日までの間に係る格差相当分について、本年１２月期支給の期末手当で減額調整を行うものであります。

５点目は、介護業務手当、詰所看護主任手当の２つの特殊勤務手当について廃止するものであります。

以上の内容を主な改正点として、給与条例の改正をお願いするものであります。

なお、この改正による本年度の給与総額の影響額は、約１，３００万円の減となるところであります。

それでは、以下条文に沿って、要約いたしまして御説明してまいります。

まず、改正条例第１条は本年１２月１日施行で改正を予定する給与条例の内容で、その１点目は本年１２月期支給の期末勤勉手当の支給率の改正を規定するものであります。

２点目は、条例別表第１、第２でそれぞれ規定している行政職給料表、看護職給料表の改正を規定するものであります。

３点目は、５５歳を超える行政給料表６級以上の職員にかかる給料月額及び期末勤勉手当の１．５％の減額改正とあわせて、当該職員が休職及び欠勤した場合等における支給額についても、同様の減額率を反映する旨を規定するものであります。

次に改正条例第２条は、平成２３年４月１日施行で改正を予定する給与条例の内容で、その１点目は平成２３年度からの期末勤勉手当の支給率の改正を規定するものであります。

２点目は、条例別表第５において、介護業務手当及び詰所看護主任手当の廃止を規定するものであります。

次に改正条例第３条は、勤務時間、休暇等に関する条例を一部改正するもので５５歳を超える行政給料表６級以上の職員が介護休暇時の減額時間給の算定について、１．５％の減額分を反映するよう規定するものであります。

次に改正条例第４条は、平成１８年４月に実施している給与構造改革時おける現給補償対象者の補償額に対して、引下げ調整を行うよう調整率の改正を規定するものであります。

最後に、改正条例の附則規定でありますが、第１項では、当条例の施行期日を第２条の規定について、平成２３年４月１日とし、それ以外の規定は本年１２月１日とする旨を、第２項では、今回の改定で給料の減額対象となる職員の格差解消のため、本年１２月期支給の期末手当に関する特別措置について規定しております。

第３項では本年４月１日前に既に５５歳に達した職員について、１．５％の減額措置を本年度から適用するよう、基準日の読み替えについて規定しております。

また、第４項は規則への委任規定であります。

以上で、議案第３号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明と致します。御審議いただき議決賜りますようお願いいたします。

**○議長（西村昭敏君）**　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

**○議長（西村昭敏君）**　５番、米沢義英君。

**○５番（米沢義英君）**　今回の給料表の改定という形で官民格差をなくすということで、従来から呼ばれておりますが、行政職給料表の中高年齢層、四十歳台の給料の限定引き下げ、それと当分の間、５５歳を越える職員、６級相当以上ということになっておりますが、これ、当分の間とはどういう解釈なのか。それと中高年四十台以上、５５歳以上を想定したというのは、ここが一番給料が高いという想定なのか、よく趣旨がわからないので、なぜこういった部分をいわゆる照準を当てて削減する動きがあるのか、この点、お伺いしたいと思います。

さらにお伺いしたいのは、その５５歳以上のいわゆる満年齢ですか、２３年の４月以前に達していれば、それも減額の対象となる話なんでしょうか、その辺分からないので、その点もどうも不利益を生じるのではないかというふうに思いますので、この点。官民格差というけれども、上富良野町でも１，３００万円もの減収ということになれば、その分上富良野町の中にもお金がまわらないという、どんどんどんどん悪循環ですよね。大きい企業というのは本当に一握りの大企業であって、資本金１億円以上の企業はこの１年間だけでも１１兆円もの溜め込みを行っているという新聞報道もあります。そういった中で何が犠牲になっているかといったら、派遣労働者の人やいわゆる労働者の人が整理合理化されたり、あるいは下請け労働者の単価等が減額されたりとか、そういう中で中小や一般の労働者の所得も下がるというような状況になっていると思うんです。こういうこと含めた場合に、行政の部分においてはしっかり守りながら、民間の給料も国が指導して大企業に対しても給料を引き上げる、今、最低賃金１，０００円ということで言われていますが、こういう引き上げを行ってやっぱり改善を図ってこそ給料の均等というものが、労働者のやっぱり報酬というものが対価として補償されるものだと思うのですが、こういうものも含めて、なぜ今回こういう改定に至ったのか、改めてお伺いしたいと思います。

**○議長（西村昭敏君）**　総務課長、答弁。

**○総務課長（田中利幸君）**　５番米沢議員の何点かの御質問にお答えを申し上げます。まず、人事院勧告の趣旨

は、御案内のとおり官民の給与格差の調査をし、勧告をされるものでございます。従いまして特に４０歳以上の中高齢層の官民格差がこの人事院勧告の勧告に繋がったものだというふうに理解をしてございます。

また、さらに５５歳以上を超える民間の給与実態からすると当分の間ということになってございますが、特に格差の激しい５５歳以上を限定として、この１．５％の削減の勧告になったものだというふうに理解をしてございます。当分の間はいつまでかという御質問もございましたが、民間の給与ベースが特に経済情勢を反映して低くなっている。また、特に民間では５５歳を超える社員は特に給料が高くなりますから、いろんな意味でリストラがあったり、それらの影響が多いのかなというふうに理解をしているところでございます。当分の間につきましては、恐らく解除される時点では人事院勧告でそれなりの解除がされる時期がくるのかなというふうに理解してございます。

また、基準日の関係につきましても人事院勧告で指定しております考え方で上富良野町においては実施をする予定としてございます。

次に上富良野町において、今回の人事院勧告の影響額が先ほど申し上げましたように約１，３００万円に及びます。昨年の給与改定でも条例の改定をお願いしたところでありますが、昨年でも約２，０００万円という状況にあります。公務員の給与体系が先ほど言いましたような人事院の勧告によりまして、民間の経済状況を反映して、このような状況になっていることは御案内のとおりだと思います。上富良野町役場だけで約１，３００万円ですから、御案内のように上富良野町の公務員が自衛隊を含めて、公務員が非常に多い状況を考えますと、地域の経済に及ぼす影響は米沢議員のおっしゃるとおりかなと考えております。ただ私ども公務員の給与制度につきましては、古くからこういった人事院勧告を踏襲してきている実態等にございますので、地域経済が疲弊することを理由にこの人事院勧告を無視する形にはどうしてもならない部分も含めまして、是非御理解をいただきたいと考えてございます。以上であります。

**○議長（西村昭敏君）**　５番、米沢義英君。

**○５番（米沢義英君）**　いずれにしても担当の課長がおっしゃるように、昨年は２，０００万でことしは１，３００万ですから、３，０００万以上のお金が上富に落ちなくなってきているという形であります。問題なのは４０歳であっても５０歳であっても、まだ子どもさんを修学、学校に行かせているというような、そういう世代もたくさんいるわけで、こういうものが生活、家計を直撃することは明らかであります。こういうものも含めて、私、何も住民の生活を無視してまで、この上げろとか現状維持にすれとか言っているわけじゃないんですが、ただ、やっぱりそういう理不尽な制度のやっぱり一方で見ておかなければならないし、これがまわりまわって更にまた国民の給与水準を下げてしまうような状況になっていることを考えれば、これは納得できるような条例の改正にはなっていないというふうに思います。確かに国の制度だということで、そういう制度だということで仕方ないこともあるのでしょうけれども、私はこれは仕方ないというだけでは済まない現状にきていると思いますが、この点、町長はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

**○議長（西村昭敏君）**　副町長、答弁。

**○副町長（田浦孝道君）**　米沢議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。細かくは担当課長から申し上げたとおりでありますが、議員も承知だと思いますけれども、国家公務員の給与のあり方については、現制度では人事院が勧告をして制度構造の維持をしていることでございまして、その前段では御案内のとおり官民の給与の実態を十分掌握して、その格差を解消すると。ですから民の方の実態が高ければ当然公務員の給与も上がると、逆の場合は逆になるということが現制度でございます。この制度のあり方についても私共、承知している限りでは、この人事院勧告制度そのものを見直すという発言もありますし、また、給与構造そのものも民間とどういうふうにすりあわせするのか、これ、今までの常識を覆すような発想をもって何らかの手当てがされるのかなという思いを持ってございます。そういうことも含めて、年明けの通常国会にも関係の法案も出されるように聞きますし、そういう動向を私たち自治体も十分注視しながら、判断をしなければならないと。いずれにいたしましても、今までも国家公務員に対する人事院勧告を全て実行するというよりは、そういうことでいいのかどうか判断を加えてやるべきもの。それから見合わせるべきものをしっかり判断をしなければならないというふうに思ってございます。

この当分の間につきましても、今、前段で申し上げましたような動きを念頭に、当分の間という発言をされているのかなというふうに思いますが、私どもは今申し上げましたように、この地域の中で今の税収に基づいて職員の給与のあり方をしっかり議論しなければならないので、また、現行制度の中で職務給が原則でございます。これらが歪が出れば、これらについては歪を独自に解消するというようなことも必要かと思います。そういうことを総合して今後においては、この当分の間の判断をしていくことになるのかなというふうに思います。いずれ

にしましても、国のそういう動向を見ながら、また、一方では地域が疲弊する、この活性化をどうするか。これらについては町長において政策判断、この公務員給与を通じて活性化するというよりは、これはちょっと次元の違う話でございますので、しっかり活性化するものは活性化するという政策展開をするということが、今、我々自治体にも求められていると思いますので、そういうことを念頭において、来年の予算審議に我々としては繋げていかなければならないと決意しているところであります。

**○議長（西村昭教君）**　６番、今村辰義君。

**○６番（今村辰義君）**　今の件に関連してですけれども、組織の活性化といわれましたけれども、まさしく組織を崩壊させたらいけないわけで。６級とは課長職以上だと先般お伺いしたんですけれども、それをこれから目指す人あるいは現にその職についている人が一番大事なのはやる気だと思うんです。やる気を持っていただくということが一番大事だと思う。そこで心配しているのは、５５歳になって１．５％減らすと、そして、後は比較をどのようにするかという話なんですけれども、現在例えば同年齢で課長職のほうが俸給をたくさんもらっていると、１．５％減らされたおかげで減ってしまうという事例があるのかどうか。もし、あったとすればそれをどのようにして対策を講じているのか。

もう一つは定年になられる方もおられると、そこで退職金だとか事後の年金等の計算をするとき、対策を講じた、例えばこの間、管理職手当で何とかしようという話もございましたよね。それらを含めて計算していただけるのか。基本的な給料の表、これだけで行くのか。そうしたら、目指す人がいなくなるかもしれませんよね。そういった実態があるのかないのか。まず、教えていただきたいと思います。

それと同僚議員も言っておられましたけれども、過去に４０歳、５０歳でなぜ多く上げたと。丁度そのころ子弟が丁度お金がかかる時期にくるということで、これは上げなければならないということで上げたんですね。そこをまた削っていくというのはいかがなものかという感じを私も持っております。

そして更に言いますと過去は官民格差を是正するための人事院勧告というのは、確か５００名以上の企業の平均を出していたと思うんですね。今、もっと下げたんですね。下げるということは俸給の少ないところが入ってきますから、人事院勧告を出す基準というのは下がっているはずなんです。だから今、非常に公務員というのは、まさしく氷河期の時期に来ていると思うんですけれども、そこら辺もやはり考慮していかなければならないと思うんですよね。そういった諸々のことを考慮した点をそれをどのように考えているのかお伺いいたします。

**○議長（西村昭教君）**　総務課長、答弁。

**○総務課長（田中利幸君）**　６番今村議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず１点、今回の人事院勧告の大きな柱になってございます５５歳以上の６級以上の職員について限定的に１．５％という削減内容になってございます。国は１１級制の給料表を採用してございますが、上富良野町においては６級制になってございますので、６級以上は５５歳以上の課長職に限定がされるところであります。今現在、１０人が対象になりますが、この１．５％を計算いたしますと一部、下の者と逆転するケースになります。また、主幹とほとんど給与が変わらないという状況にもあるところであります。議員おっしゃるように、給与でやる気がなくなるというようなことは当然許されませんが、一番懸念してございますのは、私たちの仕事内容は職務とその責任度合いによって給与制度が決まっている現実からいたしますと、やはり下位の職の者と同等の給与ということになりますと、その辺、非常に給与制度自体が非常に歪な物になってまいります。従いまして、これらをどのように改善するかの方法は今後、是非組み立てていきたいなというふうに考えておりますし、また、管理職手当等の見直しも一つの方法かなというふうにも考えてございます。ただ、当分の間となってございますので、これらも注視しながらこれらの制度構築を検討してみる必要があるなというふうに考えているところであります。

それと議員ご発言のように、この人事院勧告制度はちょっと人数をお忘れいたしましたけれども、議員御発言のように何百人以上の企業を調査していたものを大きく制度を変えて、その雇用の人数の調査基準を大きく下げました。５年ほど前でしょうか。それらによっていわゆる一般の民間企業の調査ができるようになったと、従ってそのころから公務員の人事院勧告の制度は非常にマイナス傾向に陥ったという実態は議員御発言のとおりでございます。ただ先ほども答弁させていただきましたが、人事院勧告、今の制度自体は人事院勧告に基づいて公務員の給与制度を踏襲している実態等にございますので、これらについてもやむを得ないものだなというふうに理解をしてございます。以上でございます。

**○議長（西村昭教君）**　６番、今村辰義君。

**○６番（今村辰義君）**　まだ答弁もらっていない話で、実際に５５歳以上になって下げられる人と、今まで例えば同じ年で６級以上でかろうじて上であったと、かろうじて、下げられたことにより下になる。現実の逆転現象があるのかどうか、調べられていると思うんですよね。

それは何らかの手当てをしていかないと、そういったものを確実に把握しているのかどうか、質問することによって分かると思ったので質問したんですよ。これは２回目にカウントされるんですかね。この質問。

**○議長（西村昭教君）**　総務課長、答弁。

**○総務課長（田中利幸君）**　６番今村議員の答弁漏れがありまして、大変申し訳ございません。まず、５５歳以上の給与削減の分につきましては、全職員の給料表の現在の部分と人事院勧告後の給与実態を全て把握をしてございます。その中で一部、５５歳以上の６級の職員については年齢の逆転現象がおいてございます。また、先ほども若干申し上げましたが、下位の職にある、例えば主幹とこの５５歳以上の課長職の逆転現象はございませんが、給与月額にして２００円、３００円の差に、いわゆる接近をしたという状況も当然ございます。これらにつきましては先ほども若干答弁をさせていただきましたが、制度ですので、これに接近をしたから逆転をしたから、何か町長が特別に手当てするということはありません。今回の制度改正に伴ってはございません。以上であります。

**○議長（西村昭教君）**　６番、今村辰義君。

**○６番（今村辰義君）**　ないということで、先般、管理職手当てですか、そういったもので何とか対策を講じたいという話がございましたけれども、これは当分の間も含めてできないのかどうか。先ほど同僚議員も聞いておりましたけれども、当分の間というのは非常に引っかかるわけですよね。当分の間の間に６級以上の方が定年になった場合、先ほど私は質問しているんですよ。退職金だとか年金だとかそういったものはどのようになっていくのか。あるいは課長職になったがうえに、なっていない人よりも減って退職を迎えるということになるんじゃないかと、だから組織の崩壊に繋がっていくということの一つの理由にもなるんですよね。だから諸々のことを考えて、どのように対策を講じているのか。ないと言われましたけれども、今後は何か考えていることがあるのかどうか、そこも含めてお伺いいたします。

**○議長（西村昭教君）**　副町長、答弁。

**○副町長（田浦孝道君）**　私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。当分の間でございますので、と言いながら今の段階でいつからいつまでこの措置を講じるという、そういう明確な考え方は今のところ持ち合わせできておりません。前段で申し上げましたように、いろんな動きが想定されますし、何がどういう課題が町の当局として抱えることになるのか、それがどういう影響を受けるのか、これは十分、慎重に判断しなければならないと思います。いずれにしましても総務課長から申し上げましたように、職務給、要するに職務の段階、それから責任の度合い等に応じて給料の構造ができてございますので、これが逆転することは今、担当課長から申し上げましたようにないようでございますので、それは一つでございますが、それが接近することによって、どういう影響を受けるかについては十分、慎重に判断したいと思います。いずれにいたしましても、これは支給を受ける側の損得で議論できる問題でございませんので、町としたしましては今申し上げましたことを十分慎重に判断して、その問題があるとすれば、その解消策として課長職であれば、非課長との責任の度合いは大変大きな違いがございますので、それが手当てなり年収であまり差がないということになれば、将来のあり方も含めて問題も出てくる懸念もありますので、そういうことも含めて、そういう解消の一つとして管理職手当の見直しをすることも一つの切り口でございましょうし、この当分の間の運用の期間をそういうものを解消する手段として、当分の間の終期を迎えるというのも一つでしょうし、これはここで具体的なことを明言できませんが、そういうことを総合して、あり方を十分、町長において判断するものというふうに思います。今の段階ではそういう思いをもって、この議案の提案をさせていただいてございますので、よろしくお願いしたいと思います。

**○６番（今村辰義君）**　整合を図って欲しいんですよ。課長は逆転現象・・・・。

**○議長（西村昭教君）**　ちょっと待ってください。質問は３回までですので、答弁漏れありますか。

（「２回目のやつは答弁漏れの話でしょ」という呼ぶ者あり。）

**○議長（西村昭教君）**　それは説明して、３回目、新しく加わった部分も含めて答弁しておりますので、申し訳ありませんけれども。

（「整合だけ答えてください。」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君）補足ありますか。副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君）　一部に金額的な逆転が生じているということがあります。申し訳ございません、お詫び申し上げます。

**○議長（西村昭教君）**　よろしいですか、答弁漏れ。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

**○議長（西村昭教君）**　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

**○議長（西村昭教君）**　討論を省略し、これより議案第３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

**○議長（西村昭教君）**　御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第６　議案第４号**

**○議長（西村昭教君）**　日程第６　議案第４号農業用施設災害復旧事業施工の件を議題といたします。

**○議長（西村昭教君）**　提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

**○建設水道課長（北向一博君）**　ただいま上程されました議案第４号農業用施設災害復旧事業施行の件について御説明申し上げます。

本事業は、本年８月２４日から２５日にかけて発生した局地的集中豪雨により、昭和６２年度にしろがね地区国営畑地帯総合土地改良パイロット事業により整備された事業区域、江花１２地区にある水路施設が、洗掘・法面流失などによる被害を受けたことから、国の補助を受けて農業用施設災害復旧事業として上富良野町が施工することに際して、土地改良法の規定するところにより、議会の議決を求めるものであります。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第４号、農業用施設災害復旧事業施行の件。

農業用施設災害復旧事業施工について、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第９６条の４で準用する同法第４９条第１項の規定により議会の議決を求める。

記。

地区名、江花１２。

事業名、農業用施設災害復旧事業４６０の１。

工種、水路。

事業量、Ｌ＝２４５メートル。

施行年度、平成２２年度。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（西村昭教君）**　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

**○議長（西村昭教君）**　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

**○議長（西村昭教君）**　討論を省略し、これより議案第４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

**○議長（西村昭教君）**　御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第７　発議案第１号**

**○議長（西村昭教君）**　日程第７　発議案第１号北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見の件を議題といたします。

**○議長（西村昭教君）**　提出者から提案理由の説明を求めます。

３番　岩田浩志君。

**○３番（岩田浩志君）**　ただいま上程されました発議案第１号北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見の件を議案の朗読をもって提案といたします。

発議案第１号、北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

平成２２年１１月２９日提出。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、岩田浩志。

賛成者、上富良野町議会議員、谷忠。

２面を御覧ください。

北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書。

北海道は、積雪寒冷で広大な面積を有する自然条件にあることから、都市間距離が長く広域分散型社会という地域特性を有しており、高速交通ネットワークや道路網など、社会資本の整備充実は地域住民の生活の向上や地域の発展に欠かすことができない。

北海道の開発は、我が国経済の復興や食料の増産、人口や産業の適性配置など、その時々の国の課題解決に寄与することを目的に推進されてきたところである。

平成２０年７月に閣議決定された「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」には、アジアや世界と競争しうる高品質な農水産品の供給力強化や競争力の強化、自然資源を活かした観光の振興などにより、北海道が我が国の持続可能な経済社会づくりに貢献することを期待すると明記している他、高速交通ネットワークの強化、防災体制の推進がうたわれており、これらが国の下で確実に履行されると信じているところである。

こうした中、本年６月、来年度の国土交通省の組織見直しに関して、北海道局廃止との報道がなされ、道民に大きな衝撃と困惑を与えている。

また、８月末に公表された平成２３年度国土交通省組織・定員要求においては、北海道局に関する要求はなかったが、国際局の新設が要求されており、今後、国家行政組織法に基づく局の総数規程により、廃止候補として北海道局が浮上する不安を払拭することはできない。

北海道は社会資本整備が遅れており、北海道開発予算の一括計上と直轄・補助事業に対する北海道特例措置といった北海道開発の枠組みは、今後も堅持されなければならない。

北海道局の廃止は、財政力が脆弱な地方の切捨てに繋がる大問題であり、北海道開発の比重が低下することが予測される。これ以上の公共事業の削減は、北海道内の景気がさらに低迷する事態に陥ることが危惧される。

われわれは、将来の北海道開発を担う北海道局の存続と北海道開発の枠組みの堅持を強く求めるものである。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成２２年１１月２９日。

北海道空知郡上富良野議会議長　西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、以上です。

以上、御審議いただきお認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（西村昭教君）**　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

**○議長（西村昭教君）**　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

**○議長（西村昭教君）**　討論を省略し、これより発議案第１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

**○議長（西村昭教君）**　御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第８　発議案第２号**

**○議長（西村昭教君）**　日程第８　発議案第２号ＴＰＰ交渉への参加に関する意見の件を議題といたします。

**○議長（西村昭教君）**　提出者から提案理由の説明を求めます。

３番　岩田浩志君。

**○３番（岩田浩志君）**　ただいま上程されました発議案第２号ＴＰＰ交渉への参加に関する意見の件は、議案の朗読をもって提案に代えさせていただきます。

発議案第２号ＴＰＰ交渉への参加に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

平成２２年１１月２９日提出。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、岩田浩志。

賛成者、上富良野町議会議員、谷忠。

２面を御覧ください。

ＴＰＰ交渉への参加に関する意見書。

菅総理大臣は、今臨時国会の所信表明において、突然、ＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加を検討する旨の発言をしたが、ＴＰＰへの参加は、本年３月に国が策定した新しい基本計画において、我が国の食料自給率を５０％に引き上げるという政策目標の実現に逆行するものであり、かつ、来年度から本格的実施が予定されている戸別所得補償制度との整合性をどのように図っていくか明確な方針が示されていないなど、強い疑念を感じざるを得ない。

こうした中、政府は１１月９日、「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、ＡＰＥＣ首脳会談までに、包括的経済連携協定に関する基本方針を策定することを表明し、外務大臣や関係閣僚からＴＰＰに参加すべきとの発言がある。

また、国は、これまでもＷＴＯ（世界貿易機関）やＦＴＡ（自由貿易協定）などの国際交渉において、「国内農業、農山村の振興などを損なうことは行なわない」と説明していたことから、ＴＰＰへの参加検討は正に言行不一致である。

北海道農業は、米、小麦、馬鈴薯、てん菜、酪農等を中心として、我が国最大の食料供給基地として、専業的な経営を主体に良質な農産物を安定供給してきており、食料自給率の向上に寄与してきた。

さらに、食料加工や流通、観光等の多くの産業と連携を図り、地域の基幹産業として大きな役割を果たしていることから、関税撤廃１００％とされるＴＰＰに万が一にも参加した場合は、基幹産業である農林水産業のみならず、関連産業にも極めて大きな影響は予想され、地域経済が崩壊の危機に立たされることが懸念される。

よって、国においては、食料自給率の向上や食料安全保障の観点からも、「多様な農業の共存」を基本理念として堅持し、米、小麦、でん粉、砂糖、牛肉、乳製品等の重要品目を関税撤廃の対象から除外するとともに、本道地域社会や経済・雇用に甚大な影響を与えかねない、ＴＰＰ交渉への参加を行なわないよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出

する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、以上です。

以上、御審議いただきましてお認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（西村昭敏君）**　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

**○議長（西村昭敏君）**　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

**○議長（西村昭敏君）**　討論を省略し、これより発議案第２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

**○議長（西村昭敏君）**　御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

---

**◎閉会宣告**

**○議長（西村昭敏君）**　これにて、平成２２年第５回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午前１０時４３分　閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成２２年１１月２９日

上富良野町議会議長　　西　村　昭　教

署　名　議　員　　村　上　和　子

署　名　議　員　　岩　田　浩　志